

## 第9章 整備

### 第1節 整備の方向性

史跡指定地の整備については、史跡の保存上必要な復旧及び修理のために行う日常的かつ継続的に必要な「保存のための整備」と、大塚山古墳群の価値や魅力を町内外の人々、また多様な世代に親しんでもらえるように、史跡の本質的価値を確実に次世代へ継承していくための活用・公開に必要な「活用のための整備」がある。これらの整備については、史跡の管理団体である河合町が文化財保護法に基づき取り組んでいく。

保存のための整備については、本質的価値を構成する墳丘、周濠等を適切に保存していくための各種調査を実施し、得られた情報を基に保存対策を講じていく。

活用のための整備については、史跡の価値を正しく理解し伝えられるように、墳丘への進入路及び見学コース・墳丘上からの眺望を確保した整備、説明板の設置・充実を図る。また古墳群の情報発信のための整備・活用、ガイダンス機能を持った施設の確保・整備に努める。

### 第2節 整備の方法

#### (1) 主として保存のための整備

史跡大塚山古墳群の整備の考え方として、出来る限り現況を維持することを基本とし、崩落した部分や保護層が確保できていない場所など本質的価値の保護に必要な整備を進めるものとする。また、墳丘の保護を目的とし見学については立ち入れる範囲を限定するため大塚山古墳及び高山塚一号古墳については遊歩道を整備し誘導を行う。

その他下記の整備を行う。

- ・ 史跡としての保存を継続的かつ確実にするため、文化財保護法第 115 条及び史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則に基づき、史跡指定地の場所と範囲を示す標識や境界標を設置する。
- ・ 草刈り等の日常的な維持管理を適切に行い、復旧(修理)を必要としている箇所を把握し計画的な整備を行う。
- ・ 大塚山古墳を中心に本質的価値を構成する墳丘、周濠等を適切に保存していくために発掘調査等のほか、墳丘の3D計測や非破壊探



図 49 史跡標識の例



図 50 史跡境界標の例

査など各種調査を実施し、各古墳の情報を得たうえで保存対策を講じていく。

- ・ 遺構に悪影響を及ぼす可能性のある樹木・竹については、その影響度合いについて現況調査を行い、伐採や間伐等の植生管理を行う。
- ・ 冬など草木の繁茂が少ない時期には墳丘の様子が外からも観察できた、昭和 31 年の史跡指定時に近い状態に整備を行っていく。

## (2) 主として活用のための整備

### ①遺構の表現

- ・ 発掘調査等の各種調査の結果を基に、必要に応じて真実性を確保しながら、適切な手法を用いて見学者にわかりやすいように墳丘や周濠部分の表示を行う。
- ・ 大塚山古墳の周濠部の維持管理を行い、後世まで残った周濠部分を見学できるような整備を行う。

### ②古墳群を見学してもらうための環境整備

- ・ 古墳群内の各古墳についての理解を深める上で必要となる情報を提供する説明板・案内板等を意匠的に統一して作成・設置する。
- ・ 古墳群を見学するための周遊コースを設定する。
- ・ 墳丘への見学者の立ち入りについては、遺構及び遺物の保全のため制限を加えるものとする。ただし、大塚山古墳及び高山塚一号古墳については、見学通路を整備するとともに墳丘にササ類等の植栽により人の立ち入りを防止する整備を行い、限定的な見学者の立ち入りを認めるものとする。
- ・ 地域の特色を表すものとして、長屋王家木簡に残されている片岡から進上されたアザミ等を景観植物として活用することを検討し、自生しているアザミの保護、育成を行う。
- ・ 大塚山古墳をはじめとした墳丘上にある樹木及び竹林を、遺構への影響を与えないように適正な管理を行いながら維持していく。
- ・ 現在既存の展示施設である、河合町中央公民館内の文化財展示室の活用及び充実と強化を図る。また、集会所・老人憩の家の一部を利用して、ガイドンス機能の確保を図り、ガイドンス施設としての利用を検討する。

### ③古墳群に関する情報発信

- ・ 史跡や整備に関連する情報発信は、多くの人に知ってもらえるよう動画撮影等をはじめとして SNS 等の多様な手法や媒体を用いて行う。
- ・ 現在、河合町中央公民館にて設置している古墳群のパンフレットボックスを各古墳に設置し、現地でパンフレットを入手できるような整備を行う。



図 51 文化財展示室の現況

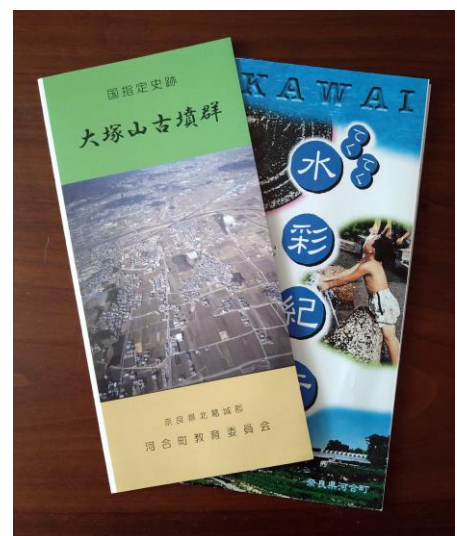


図 52 案内パンフレット